

神戸市職員共済組合 特定保健指導実施業務委託仕様書

1. 業務名

神戸市職員共済組合 特定保健指導実施業務

2. 業務概要

本業務は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、特定保健指導(特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるもの)が行う保健指導をいう。以下同じ。)を実施するものである。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和8年度特定保健指導利用者支援が終了(実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。)する日までとする。

4. 対象者

神戸市職員共済組合員のうち、特定健康診査の結果により、「積極的支援」「動機付け支援」に該当する者。

(1) 動機付け支援及び動機付け相当支援対象者

令和4年度実績 対象者数:769人 終了者数:338人

(2) 積極的支援対象者

令和4年度実績 対象者数:1,061人 終了者数:346人

※対象者データ及び健診結果データについては、Excel または CSV ファイルで提供する。

5. 業務内容

本業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)等の関係政省令、告示、通知及び「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」のほか、本仕様書を遵守し、実施内容及び実施率の向上に努めるものとする。なお、国の通知等により実施内容等の変更があった場合及び改訂版が発行された場合は、変更・改定内容に沿って実施することとする。

(1) 特定保健指導の実施

特定保健指導の実施に当たっては、特定保健指導の利用勧奨・再募集に加え、利用率向上のための事業を企画するとともに、対象者が最後まで保健指導を続けられるよう、中途脱落者を防ぐための工夫をし、継続率の向上に努めること。

① 動機付け支援及び動機付け相当支援

1人当たり20分以上の面接による個別支援を行い、その3か月後、実績評価を面接、電子メール、電話又は手紙等により行う。

② 積極的支援

初回時に1人当たり20分以上の面接による個別支援を行い、その後3か月以上かつ180ポイント以上の継続支援を面接、電子メール、電話又は手紙等により行い、初回時面接から3か月以上経過後に面接、電子メール、電話又は手紙等により実績評価を行う。

実績評価時の体重や腹囲の評価にあたっては、保健指導実施者による測定や、ICT の活用等により、客観性を担保して実施すること。なお、対象者個別の事情において、実施者による測定が困難である場合は、初回面接において説明した体重及び腹囲の計測方法に基づき対象者が測定していることを確認する、測定画面を実施者と対象者と共有する等の方法を用いて、可能な限り客観性が担保されるよう適切に実施すること。

※留意事項

- ア. 検査項目のうち受診勧奨値に該当する者がある場合、主治医がいる者は本人経由で主治医の了解を得た上で保健指導を実施すること。
- イ. 支援予定日に利用しなかった場合は、受託者が利用勧奨を行う。
- ウ. 保健指導実施期間中、被保険者の資格を喪失した場合は、速やかに中断し、終了するものとする。
- エ. 早急に医療につなげる必要がある場合等、緊急を要する場合は、その都度、当組合に迅速に報告すること。

(2) 付随業務の実施

(1)に定める業務に付随する業務を行う。

① 特定保健指導案内チラシの作成

対象者が興味・関心を持つような分かりやすい内容とすること。納品は、データで納品すること。

② 申込受付業務

対象者からの申込受付(辞退含む)を行う。対象者の利便性に配慮し、随時受付可能な体制を整えること。

③ 問い合わせ窓口の設置

対象者からの申込や問い合わせに対応するため、窓口を設置する。なお、休日及び夜間に特定保健指導を実施する場合には、対象者からの問い合わせに対応できる体制を整えること。その他、苦情や要望については速やかに受託者にて対応し、必要に応じて当組合に報告するものとする。

④ 対象者への勧奨

受託者は、当組合が提供する対象者リストに基づき、対象者へ特定保健指導の利用勧奨を実施する。なお、対象者の個人連絡先については、対象者の所属を通じて受託者へ提出する。具体的な勧奨方法については、当組合と協議の上決定すること。

⑤ 報告

特定保健指導の実施結果は、支援を実施した月の翌月末までに、厚労省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、当組合へ提出すること。

※留意事項

- ア. 遠隔面接のみの場合、アプリのダウンロードを必須としないこと。(スマートフォンやタブレットがなくても、インターネット環境のみで利用できる環境を整えること。)
- イ. 遠隔面接のみの場合、必要に応じて、特定保健指導の利用に必要な電子機器の貸し出しを行う。貸し出し方法及び貸し出しにかかる費用は、当組合と協議の上、別途契約とする。

(3) 40歳未満の職員を対象とした健康増進に資する事業の実施

(1)(2)とは別に、特定保健指導該当者の新規流入を防ぐ目的として、40歳未満の職員を対象とした健康増進に資する事業(ex.オンラインセミナー等)を実施する。

※ 実施にあたっては、詳細を当組合と協議の上、別途契約とする。

※ 予算目安 500千円(参加想定規模:50名程度)

(4) スケジュール(予定)

6月中	契約締結
9月頃	対象者名簿の提供(1回目)
10月以降	特定保健指導開始
12月頃	対象者名簿の提供(2回目)
翌年2月頃	対象者名簿の提供(3回目)

6. 委託料及び支払方法

(1) 実績払い(月毎)

(2) 受託者は業務を実施した翌月末までに、「5. 業務内容」(2)⑤に定める電子データと合わせて、請求書に必要な事項を記載し、当組合に委託料を請求する。当組合は、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託料を受託者に支払うものとする。

7. 成果物

実施状況について、当組合にデータにて報告すること。

- ・ 特定保健指導実施状況報告書(年報)

それ以外の報告については、当組合の求めに応じてデータを提出するものとする。

9. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、本共済組合の「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」「神戸市職員共済組合個人情報保護規程」「神戸市職員共済組合個人情報保護規程細則」を遵守すること。なお、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」「神戸市職員共済組合個人情報保護規程」「神戸市職員共済組合個人情報保護規程細則」については、以下のホームページを参照すること。

URL：https://kobe-kyosai.jp/?page_id=9900

- (2) 法第 28 条及び実施基準「第 16 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成 25 年厚生労働省告示第 92 条)」に示されている委託基準を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、当組合と受託者が協議の上、別途定めるものとする。